○　第２次函館市障がい者基本計画（抜粋）

　Ⅰ　総　論

第１　計画策定の趣旨等

　　　１　計画策定の趣旨

本市においては，昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」，平成４年の「障害者に関する当面の重点施策」，平成９年の「障害者に関する新函館市行動計画」，平成18年の「函館市障がい者基本計画（平成18年度～平成27年度）」により，リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもとに「障がいのある人が自立し，生きがいを持ち，安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし，各種の障がい者施策を推進してきました。

この間，障がい者施策は大きく変化し，平成15年度には，障がいのある人の自己決定を尊重し，利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され，平成18年度の障害者自立支援法の施行により，これまで障がいの種別ごとに提供されていた障がい福祉サービス等が，その種別にかかわらず一元的に提供される仕組みに変わるとともに，利用者負担の見直しや国と地方の財政責任の明確化が図られました。

また，平成25年４月には，障害者自立支援法が改正され，障がい福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者などに対する支援の拡充を行うことを明記した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

さらに，国においては，障害者基本法の改正をはじめ，「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定など国内法令の整備により，平成26年１月には「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

「第２次函館市障がい者基本計画」は，障がい児・者を対象として実施した実態調査により，障がいのある人やその家族などが抱えるニーズや意向などの把握に努め，国の「障害者基本計画」や北海道の「第２期北海道障がい者基本計画」を踏まえつつ，障がいの有無にかかわらず，お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて，障がい者施策の推進方向を示す計画として策定するものです。

　　　２　計画の位置付け

この計画は，障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので，「函館市地域福祉計画」，「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」，「函館市子ども・子育て支援事業計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら，今後の障がい者施策の基本となる計画として位置づけられるものです。

　　　３　計画の期間

計画の期間は，平成28年度から平成37年度までの10か年とします。

なお，社会情勢やニーズの変化，前期の事業の進捗状況などを踏まえ，中間年に後期の推進について検討します。

４　対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは，障害者基本法第２条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

第３　計画の基本的考え方

１　計画の基本理念

この計画は，障がいの有無にかかわらず，お互いに人格と個性を尊重し支え合い，社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため,｢リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに，障がいを理由とする差別をなくし，あらゆる社会的障壁を取り除くことにより，「障がいのある人が生きがいを持ち，自立し，安心して暮らせる共生社会の実現」をめざします。

２　計画の基本的な方向

　 　(1)　地域生活の支援体制の充実

　　　　　　障がいのある人が，自らの選択により住み慣れた地域で，安心して自分らしい生活を送るため，一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健,医療，福祉サービスの提供体制や，障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実を図ります。

　 　(2)　自立と社会参加の促進

障がいのある人が，社会の一員として自分らしく生きがいを持って暮らし，個性と能力を十分発揮し，自己実現をめざすことができるよう，障がいなどの早期発見，早期療育の支援体制や，ライフステージや障がいの状況に応じた様々な支援体制の充実に努めます。

　 　(3)　バリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず，共に支え合う社会の実現をめざし，社会的障壁を取り除き，障がいや病気に対する理解を深めるための普及・啓発や障がいの特性に応じた支援体制の充実を図るとともに，障がいのある人への差別や虐待をなくすための権利擁護の充実に向けた取組みを推進します。

　３　施策の体系

**障がいのある人が生きがいを持ち，自立し，安心して暮らせる共生社会の実現**

ア　障がいの要因となる疾病等

　　の予防対策と治療

イ　障がいのある人の保健・医

療の充実

ア　相談支援機能の充実

イ　日常生活支援体制の整備

ウ　重度化・高齢化への対応

エ　地域生活への移行の促進

オ　住居の確保

カ　各種障がいへの対応

キ　生活安定施策の推進

ク　サービスの質の向上

２　雇　用・就　労

２　保　健・医　療

１　生　活　支　援

第１　地域生活の支援体制の充実

第２　自立と社会参加の促進

１　教　育・育　成

３　社　会　参　加

ア　障がい児療育の充実

イ　学校教育の充実

ア　雇用の促進

イ　就労機会の拡大

ウ　職業訓練の充実

エ　福祉的就労の充実

ア　社会参加の促進

イ　スポーツ・文化活動の推進

ウ　行事等への参加の促進

１　権　利　擁　護 ･

理 解 の 促 進

第３　バリアフリー

社会の実現

２　生　活　環　境

３　情報・コミュニケーション

ア　権利擁護の推進と虐待防止

イ　成年後見制度等の充実

ウ　理解の促進

エ　心のバリアフリーの促進

オ　地域福祉活動の推進

ア　福祉のまちづくりの推進

イ　住まいの整備

ウ　移動・交通対策の推進

エ　防災・防犯対策の推進

ア　情報バリアフリーの推進

イ　コミュニケーションの推進

　【基本理念】　【基本的な方向】　　　　　　【施策区分】　　　　　　　【施策の推進方向】

○　障がい福祉サービス等の利用希望（障がい別）











○　計画策定の経過

|  |  |
| --- | --- |
| 年月日 | 事項 |
| 平成29年２月14日 | ・平成28年度　第２回 障がい者計画策定推進委員会開催  【第５期函館市障がい福祉計画に係るアンケート調査の実施について，  ほか】 |
| ６月12日 | ・「障がい福祉サービス等の利用状況と利用意向調査」（アンケート調査）  　　の実施 |
| ６月26日 | ・平成29年度　第１回 障がい者計画策定推進委員会開催  【正副会長の選出，第５期函館市障がい福祉計画の策定について，ほか】 |
| ８月28日 | ・平成29年度　第２回 障がい者計画策定推進委員会開催  【障がい福祉サービス等の現状について，ほか】 |
| ９月28日 | ・平成29年度　第３回 障がい者計画策定推進委員会開催  【障がい福祉サービス等の利用状況と利用意向調査結果報告，平成32年度  の成果目標，障がい福祉サービス等のサービス量の見込み，ほか】 |
| 10月31日 | ・平成29年度　第４回 障がい者計画策定推進委員会開催  【第５期函館市障がい福祉計画（たたき台）についての協議，ほか】 |
| 12月４日 | ・平成29年度　第５回 障がい者計画策定推進委員会開催  【第５期函館市障がい福祉計画（たたき台）についての協議（継続），  ほか】 |
| 平成30年１月11日 | ・政策会議に計画　素案（案）の報告，協議 |
| １月18日 | ・平成29年度　第６回 障がい者計画策定推進委員会開催  【計画（素案）の報告，第２次函館市障がい者基本計画に係る施策の進捗  状況について，ほか】 |
| 月　日 | ・市議会民生常任委員会に計画（素案）の報告・協議 |
| 月　日 | ・計画（素案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の実施  （計画（素案）を本庁・支所で配布し，市ホームページに掲載） |
| 月　日 | ・市議会民生常任委員会にパブリックコメントの実施結果の報告  ・パブリックコメントの実施結果の公表 |
| ３月　日 | ・第５期函館市障がい福祉計画の決定 |

○　函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱

　（設置）

第１条　函館市における，障がい者基本計画（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８８条に規定する市町村障害福祉計画をいう。）を策定し，および推進するに当たり，市民の意見等を反映させることを目的として，函館市障がい者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

　（組織）

第２条　委員会は，委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は，市の障がい保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。

３　委員のうち１人は，公募による者とする。

　（任期）

第３条　委員の任期は，３年以内とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

　（会長および副会長）

第４条　委員会に会長１人および副会長１人を置く。

２　会長は，委員の互選により定める。

３　副会長は，会長が指名する委員をもって充てる。

４　会長は，委員会の事務を総理し，委員会を代表する。

５　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

　（会議）

第５条　委員会の会議は，会長が招集する。

２　会長は，委員会の会議の議長となる。

３　委員会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　会長は，必要があると認めるときは，委員会の会議に委員以外の者の出席を求め，意見等を聴くことができる。

５　会長は，必要があると認めるときは，委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

　（庶務）

第６条　委員会の庶務は，保健福祉部において処理する。

　（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，会長が委員会に諮って定める。

　　　附　則

１　この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿

（平成30年１月18日現在）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ［五十音順］

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 所属団体等 |
| 大　山　　　茂  〇　河　村　吉　造  川　村　和加子  熊　谷　儀　一  ◎　佐　藤　秀　臣  島　　信 一 朗  関　口　洋　平  相　馬　ミエ子  永　澤　和　枝  比　森　敏　邦  廣　畑　圭　介  松　田　由美子  松　森　美世子  水　野　　　修  吉　田　弘　明 | 函館市ボランティア連絡協議会　理事  　函館地域障害者自立支援協議会　委員  　函館精神障害者家族会愛泉会　会長  　函館市社会福祉協議会　理事  　函館市身体障害者福祉団体連合会　会長  函館市身体障害者福祉団体連合会　副会長  函館市医師会　理事  函館手をつなぐ親の会　会長  函館市民生児童委員連合会　障がい者福祉部会長  一般公募  北海道教育大学教育学部函館校　講師  北海道難病連函館支部　事務局長  障害児・者を守る函館地区連絡協議会　会長  函館特別支援教育研究会　会長  函館公共職業安定所　統括職業指導官 |

◎は会長，○は副会長を示す。